

## 平取町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

### (目的)

**第1条** このガイドラインは、平取町景観づくり条例を遵守するとともに、町内における太陽光発電施設の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を行う設置者に対し、近隣住民に対して事業計画内容を施工前に明らかにするための手続きや設備の設置等にあたり配慮すべき事項などを定めることにより、設置者による適正な設備の導入及び管理を促し、町民の安全・安心及び良好な生活環境、自然環境、景観を確保することを目的とする。

### (定義)

**第2条** このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその附属設備をいい、出力10kW以上の発電施設（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期、又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10kW以上となる場合を含む。）をいう。ただし、設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く。

(2) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。

(3) 設置者 太陽光発電施設を設置する者及び太陽光発電施設の譲渡・承継を受けた者をいう。

(4) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。

(5) 近隣住民 事業区域の近隣の土地若しくは家屋の所有者、居住者又は使用者及び事業区域に関係する自治会等の代表者をいう。

### (対象地域)

**第3条** このガイドラインの対象地域は、町内全域とする。

### (設置するのに適当でないエリア)

**第4条** 法令上開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている区域や、生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される地域などを本ガイドラインでは、原則として「設置するのに適当でないエリア」（別表）として定める。

### (遵守事項)

**第5条** 設置者は、太陽光発電施設を設置する際は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令、資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」等のガイドラインや指針等を遵守すること。
- (2) 近隣住民との協調を保つこと。
- (3) 雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止対策を講じること。
- (4) 景観への配慮が必要な地域に太陽光発電施設を設置する場合は、既存の地形や樹木等を生かしながら、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等を設けて遮蔽するなどの対策を講じるなど、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境及び景観との調和に配慮すること。
- (5) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- (6) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。
- (7) 住宅地に近接する場所に太陽光発電施設を設置する場合は、圧迫感、景観、騒音・振動、熱風、反射光、電磁波による電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽による遮蔽、緩衝帯の設置等により近隣住民の良好な生活環境を害することのないよう、必要な措置を講じること。
- (8) 太陽光発電施設及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観を害し又は公衆に対し危害を及ぼさない最小限の広告物のみを表示すること。
- (9) 法令上問題がない地域でも、災害発生のリスク、良好な景観の阻害又は自然・生活環境への影響が懸念される場合などについては、関係者と十分に協議し、近隣住民及び周辺環境に十分に配慮すること。
- (10) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (11) 施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。
- (12) 事業を承継する場合は、把握している若しくは予想されうる管理運営及び廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。

#### (事前協議)

**第6条** 設置者は、太陽光発電施設の設置工事に着手する前に、施工、維持管理等事業の計画について事前協議を行うものとする。工事の着手とは、太陽光発電施設の設置のみならず、設置に向けた森林伐採、土地造成等の準備行為を含む。

#### (住民説明会等の実施)

**第7条** 設置者は、太陽光発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点で、近隣住民に対して、説明会その他の適切な方法（以下「説明会等」という。）により事業内容を周知するものとする。

2 設置者は、説明会等において、近隣住民から出された要望及び意見に対しては、丁寧か

つ誠意をもって対応するものとする。

3 設置者は、近隣住民に対する説明会等の概要及び近隣住民から出された要望及び意見について、住民説明会等概要報告書（様式第1号）を作成し、町長に報告するものとする。

4 設置者は、前項の報告後に、更に説明会等の開催の必要が生じた場合は、再度説明会等を開催し、住民理解を得るように努め、説明会等を開催した場合は、前項の規定に準じて報告するものとする。

（太陽光発電施設に係る届出等）

**第8条** 設置者は、太陽光発電施設の工事に着手する60日前までに、平取町太陽光発電施設計画届出書（様式第2号）に事業区域の位置図等を添付し、町長に届け出るものとする。

2 設置者は、設置工事が完了したときには、14日以内に平取町太陽光発電施設設置工事完了届出書（様式第3号）を町長に届け出るものとする。

3 設置者は、届出対象太陽光発電施設の計画又は事業等を変更又は廃止、譲渡若しくは承継しようとするときは、変更、廃止、譲渡又は承継する日の30日前までに、平取町太陽光発電施設変更・廃止等届出書（様式第4号）を町長に届け出るものとする。

4 設置者は、発電施設の破損又は事故が発生したときは、速やかに太陽光発電施設事故等報告書（様式第5号）により町長に報告するものとする。

（発電施設の適切な維持管理）

**第9条** 設置者は、発電施設設置後の維持管理について、責任をもって対応し、関係法令等に基づき適切な措置を行うこと。

2 発電施設において、施設の破損、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合など、設置者に連絡を取ることができるよう、発電施設の名称、設置場所の住所、発電施設の発電出力、設置者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。

3 設置者は、外部から容易に発電施設に触れることができないように、発電施設と柵塀等との距離を空けるようにした上で、敷地内に事業関係者以外の者が、構内に容易に立ち入ることがないような高さの柵塀を設置するなど適切な安全対策をとること。

4 発電施設及び敷地については、定期的に保守点検を行うとともに除草及び清掃を行うこと。

5 自然災害、その他の事由により発電施設が破損又は事故等が発生した場合、設置者は被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。

6 発電施設を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、速やかに原状復帰に努めるなど、責任をもって適切な措置をとること。また、発電施設を撤去する場合は、関係法令に基づいて、適切な処理を行うこと。

(報告)

**第10条** 町長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(ガイドラインの見直し)

**第11条** 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

(その他)

**第12条** 町長は、このガイドラインの目的を達成するために必要があると認めるときは、設置者に対して、設置事業について必要な助言、指導、勧告を行うことができるものとする。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和6年9月1日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行の日（以下「施行日」という。）以前又は30日後までに工事に着手する太陽光発電施設における第8条第1項の「太陽光発電施設の工事に着手する60日前までに」及び変更又は廃止する太陽光発電施設における第8条第3項の「変更又は廃止する日の30日前までに」とあるのは、「このガイドラインの施行の日以降速やかに」とする。
- 3 このガイドラインの施行日において、現に工事に着手している設置者は、第5条に掲げる事項の遵守に努めることとし、第8条第1項の規定は適用しない。ただし、工事に着手している太陽光発電施設に係る説明会を開催した場合は、住民説明会等概要報告書（様式第1号）を作成し、町長に報告するものとする。

設置するのに適当でないエリア (別表)

関係法令	エリア (区域の名称等)	理由
農業振興地域の整備に関する法律 農地法	① 農用地区域 ② 第 1 種農地又は採草放牧地	<p>優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。</p> <p>① 農業振興地域整備計画で農用地区域とされた区域内の農地又は採草放牧地</p> <p>② 以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10ha 以上の一団の農地又は採草放牧地</li> <li>・ 農業公共投資の対象となった農地又は採草放牧地</li> </ul>
森林法	保安林	<p>水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。</p>
河川法	① 河川区域 ② 河川保全区域 ③ 河川予定地	<p>出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。</p> <p>① 1号地：河川の流水が継続して存する土地</p> <p>2号地：河川管理施設の敷地である土地</p> <p>3号地：1号地と一体管理されるべき区域</p> <p>②河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の土地</p> <p>③河川工事により、新たに</p>

		河川区域内の土地となるべき土地
砂防法	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止もしくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を

		特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
景観法	指定景観計画区域	景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けている。
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	適切かつ円滑な発掘調査や、発掘された遺跡や出土品の有効的な保存・活用を行うために、埋蔵文化財全体を守ることが必要。